

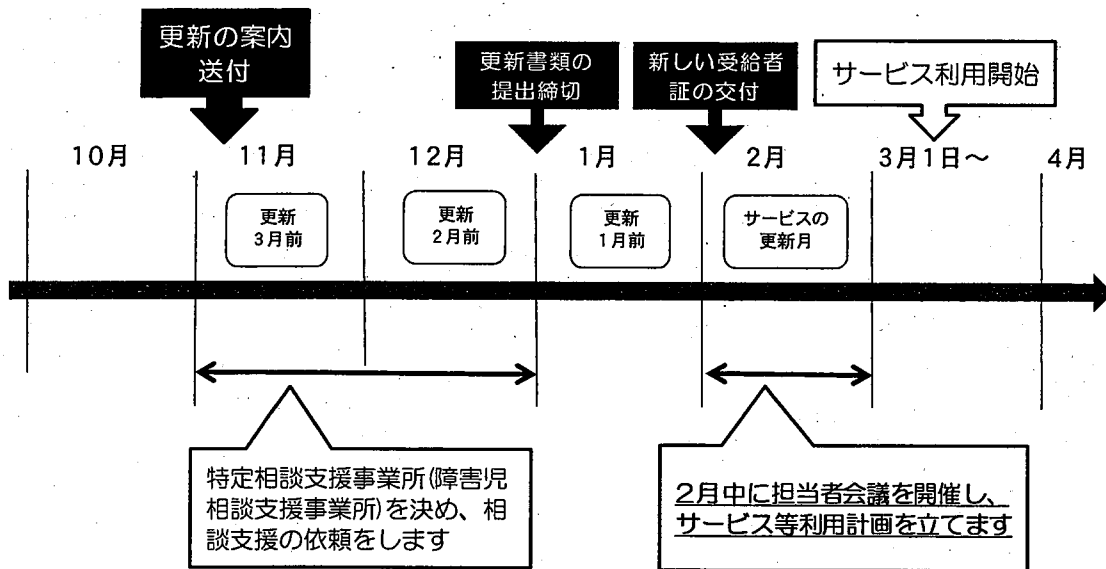
4. サービスの更新について

支給決定の有効期間が終了する場合、利用者が障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援の利用を引き続き希望するときは、支給申請に基づき、勘案事項を踏まえた結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定を行っています。

それぞれの更新の流れや留意する点は以下のとおりです。

(1) 更新の流れ

【2月末更新者の場合】



(2) サービス支給決定の更新の基本事項

サービスの有効期間は、複数のサービスの更新月を統一するため、基本的に利用者の誕生日末までに行っています。

ただし、就労移行支援及び自立訓練を利用する場合は、標準利用期間が定められているため、更新月の統一は行っていません。

地域移行支援についても、一定の期間内で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、更新月の統一は行っていません。

① 自立支援給付（施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・グループホームを除く）・地域生活支援事業・障害児通所支援・地域相談支援の更新

自立支援給付（施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・グループホームを除く）、地域生活支援事業、障害児通所支援については、サービスの支給決定が終了する月の3か月前（月上旬）に利用者の自宅へ支給決定の更新手続きの案内を送付しています。

また、更新書類の提出期限は、サービスの支給決定が終了する月の2か月前の末日としており、この期限内に更新手続きを行った場合、障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証はサービスの支給決定が終了する月に自宅へ送付しています。

②施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・グループホームの更新

自立訓練サービス等について、サービスの支給決定が終了する月の3か月前に、各事業所に支給決定の更新手続きの案内を送付しています。標準利用期間が満了となる場合は、別途サービス満了後の利用意向について確認しています。また、更新書類の提出期限は、サービスの支給決定が終了する月の2か月前の末日としており、更新手続き後、障害福祉サービス受給者証は各事業所へ送付しています。

③6歳に到達したときの更新

児童発達支援の決定を受けている児童が6歳に到達した時は、次回更新までに就学することを踏まえ、児童発達支援(3月末まで)と放課後等デイサービス(4月以降)を合わせて決定を行っています。

④18歳に到達したときの更新

18歳になったときは、障害福祉サービスと障害児通所支援の支給決定に次のような違いがあります。

○障害福祉サービスについて

障がい者の扱いとなり、サービスの内容によっては障害支援区分を取得する等の手続きが必要となります。また、本人が受給者となりますので、利用者負担上限月額は本人及び配偶者のみ(施設入所支援、療養介護を除く)の所得で判定するようになります。

○障害児通所支援について

障がい児通所支援は、18歳に到達しても、高等学校(特別支援学校高等部)を卒業するまでは、障害児通所支援の決定をしています。この場合は、障がい児の扱いとなりますので、利用者負担上限額も世帯全員の所得で判定し、受給者は保護者になります。

⑤65歳到達について

サービスの支給決定が終了する時点で、利用者が65歳に到達する場合は、事前に利用者へ「介護保険制度への移行について」の案内を送付しています。

(3) 利用者負担上限月額の更新について

自立支援給付（施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・グループホームを除く）・地域生活支援事業・障害児通所支援・地域相談支援については、支給決定の更新に併せて利用者負担上限額の更新も行っています。

施設入所支援、グループホーム、療養介護の利用者については、利用者負担上限額の更新を支給決定期間とは別に毎年7月1日に更新を行っています。

①利用者負担上限額の有効期間内の変更について

負担上限月額の適用期間内で、障害福祉サービスの変更、世帯構成の異動、生活保護の開始等があった場合、負担上限月額の減額・免除等（変更）申請を受けて、負担上限月額変更を行います。

負担上限月額を変更する場合は、負担上限月額が月単位として定められているため、原則として申請のあった日の属する月の翌月からとなります。

ただし、申請日が月の初日であった場合は、当該月からとなります。

また、生活保護受給世帯になった場合や、月の途中で療養介護を利用する場合は、届出日の属する月から変更を行います。

※入所者の補足給付については、入所日から退所日までとなります。

(4) 障害支援区分の更新認定について

障害支援区分が必要なサービスを引き続き申請する場合は、障害支援区分の更新認定が必要です。

障害支援区分の認定有効期間が終了する月の3か月前に、サービス支給決定の更新手続きと同時に案内の送付を行います。

更新認定の手続きは、新規の場合と同様で、調査員による認定調査及び医師の意見書が必要です。

受給者証

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	区分3
認定有効期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
サービス種別	居宅介護
支給量等	家事援助 7時間/月 (1回当たり: 0.5時間)
支給決定期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
サービス種別	短期入所
支給量等	短期入所障害者 7日/月
支給決定期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

区分と認定有効期間を確認してください。

サービス内容とサービスの有効期間を確認してください。

(六)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	9,300円
適用期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当
利用者負担上限管理事業所名	
特記事項	
予備欄	

利用者負担上限月額と適用期間、食事提供体制加算の該当・非該当を確認して下さい。